

「総務省政策評価基本計画(案)」及び「平成19年度以降に総務省において実施する主要な政策ごとの目標設定等について(平成19年度目標設定表)(案)」に対する再意見募集の結果

総務省では「総務省政策評価基本計画(案)」及び「平成19年度以降に総務省において実施する主要な政策ごとの目標設定等について(平成19年度目標設定表)(案)」について再意見を募集した結果、以下の意見が寄せられました。

○ ご意見:平成19年度目標設定表に関してメール1件

NO	意見	考え方	再意見	再意見に対する考え方
1①	【政策1】「国家公務員の人事管理の推進」について人事院の業務と重複していないか。役割分担が国民から見ても非常に曖昧である。人事院との整理統合を視野に入れた政策として立案すべきであると考えます。また、雇用者の立場で抑制する方向についての政策は内閣、閣僚に任せ、与えられた枠の中で公務員が最大限の労働対価と環境を得られるような整備をするべきではないのか。	国家公務員法第3条第2項の規定により、人事院は、給与その他の勤務条件の改善及び人事行政の改善に関する勧告、職階制、試験及び任免、給与、研修、分限、懲戒、苦情の処理、職務に係る倫理の保持その他の職員に関する人事行政の公正の確保及び職員の利益の保護等に関する事務をつかさどることとなっています。一方、同法第18条の2の規定により、内閣総理大臣は、職員の能力、厚生、服務等に関する事務(人事院の所掌に属するものを除く。)、各行政機関がその職員について行う人事管理に関する方針、計画等に関し、その統一保持上必要な総合調整に関する事務をつかさどることになっており、総務省設置法第4条の規定により、総務省は、国家公務員法に規定する中央人事行政機関たる内閣総務大臣の所掌する事務について、内閣総理大臣を補佐することとなっています。各省大臣は、任命権者として人事管理の直接の責任者となっています。	「質の高い行政サービスを実現し、行政に対する国民の信頼を確保するための適切な人事管理を推進する。公務と公務員を取り巻く環境の変化に対応した公務能率の向上を図る。」とされているが人事院が存在しても質の高い人事管理が行っていない。前回の回答から考えるに、人事院の機能は総務省内局や厚生労働省等に移転させれば事足りると考えられる。来年度の方向性として人事院勧告を維持しながら、次年度以降の人事政策のあり方を各省庁の独立性を維持しながら公平かつ効率的なものとするような政策へ転換することを盛り込むべきと考える。	頂いた御意見についてですが、総務省における政策評価の実施に関する基本的な考え方は、①政策の質及び行政の政策形成能力の向上並びに国民本位の効率的で質の高い行政及び国民的視点に立った成果重視の行政の実現、②政策及びそれに基づく活動についての透明性の確保並びに行政に対する国民の信頼性の向上、を図ることとしています。政策評価の結果、制度の見直しを検討することはありますが、あらかじめ制度の変更を目的として政策評価を実施しているものではありません。
1②	【政策1】「○女性国家公務員の採用・登用等の拡大、障害者雇用の推進等による多様な人材の確保・活用の推進」について現実として女性職員の比率が低い等の問題はあるかもしれないが、平等に機会を与えるのであれば「女性公務員」とするのは過剰な保護であり逆差別となる。機会の均等と実際の雇用率が必ずしも同一となるとは言えない。にも関わらずこのような目標掲げるのは非常識と言えないか。また、改めて女性や障害者の雇用を掲げる事は人員削減が決定されている中、現職の職員を解雇して雇用枠を充当する考えであると聞かせるが、この事も政策として問題ではないのか。さらに言えば、人員削減は限界との声も聞かれる中、健常者と比較して一部労働力としては制限される職員を増やすと言うことは、現状に相当のゆとりがあると聞かせるが真偽は如何。	「女性国家公務員の採用・登用等」については、男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会(男女共同参画社会)の形成のため、政府は、男女共同参画基本計画(第2次)(平成17年12月27日閣議決定)において、「平成22年度頃までの政府全体としての採用者に占める女性の割合の目安として、国家公務員I種試験の事務系の区分試験(行政、法律、経済)については30%程度(平成17年度21.5%)、その他の試験については、I種試験の事務系の区分試験の目標を踏まえつつ、試験毎の女性の採用に係る状況等も考慮して、できる限りその割合を高めることを目標とする」こととしており、これに基づき、女性の採用・登用等を促進することが求められているところである。また、「障害者雇用の推進」については、官民を通じて、障害者雇用促進法(昭和35年法律第123号)に基づき雇用の促進を図ることとしており、政府については、民間企業(1.8%)に比べて高い障害者雇用率(2.1%)が課されているなど、率先してその促進に努めることが求められているところである。平成19年度目標設定表では、これらの政府としての方針を踏まえ、多様な人材の確保・活用の推進のための施策として、「女性国家公務員の採用・登用等の促進、障害者雇用の推進等」を挙げております。国家公務員の任用は、国家公務員法に定める平等取扱いと成績主義の原則に基づき行われており、「女性国家公務員の採用・登用等の促進、障害者雇用の推進等による多様な人材の確保・活用の推進」についても、これらの諸原則の下に行われるものであることはもとより、現職の職員を、その意に反して免職することにより、特定の方の採用・登用等の機会を創出するものでもありません。	考え方として回答された内容は人員抑制の決定から判断しうるに、求められた数値目標の達成には、「現職の職員を、その意に反して免職することにより、特定の方の採用・登用等の機会を創出するものでもありません。」とする考え方では実現不可能と考えられるが如何?	政府として、定員の純減を着実に進める一方で、必要な人員を確保するため一定数の採用は必要です。「女性国家公務員の採用・登用等の促進、障害者雇用の推進等による多様な人材の確保・活用」については、この採用の際に推進していくものであり、「現職の職員を、その意に反して免職することにより、特定の方の採用・登用等の機会を創出」せずとも可能であると考えます。

NO	意見	考え方	再意見	再意見に対する考え方
1③	【政策1】「5. 職員の服務規律の確保の推進」について昨今巻を賑わす様々な事件については公務員の精神論から問題視すべきではないか。特に社会的に問題となるのは一定程度以下の職員のようなものであるが、時折発生する官僚によるスキャンダルから見ると、規律を推進し徹底をはかる指導的立場にある者に実際の問題があるのではないかと。そのような観点から考えた場合、現状の官僚制度のあり方に問題があるように思われる。官僚の特権を縮小し、再教育する政策に着手すべきではないのか。	政府として、これまで、総務省より各府省等に通知を发出するなど、綱紀の厳正な保持を図ってまいりましたが、一部公務員の不祥事等により、行政及び公務員全体に対する国民の信頼を損ないかねない事態が生じていることを踏まえ、政府全体として国民の行政に対する信頼を取り戻すため、特に、各府省等の幹部職員が、それぞれの職務全般を掌握し、国民の立場に立った行政を責任をもって遂行できるよう、改めて綱紀の厳正な保持と倫理の向上について徹底を図っているところです。	回答が意見に對立的を得ていないと思われる。現状の問題点は幹部職員や政府・閣僚の姿勢を現しているのではないかと考えられる点が少ない、またスキャンダルを逆手に取り、または利用し国民のための施策ではなく、自己利益還元の誘導に利用されているのではないかと疑いさえ感じてしまう。根本的に幹部職員等によるコントロールの手法事態が現状の問題解決を阻んでいるのではないかと。短期的に綱紀粛正と倫理向上を外部に預ける事を考慮すべきではないのか？	「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成19年10月30日閣議決定)において、「国家公務員について、各省各庁の長がリーダーシップを発揮し、厳正な服務規律の確保及び公務の適正かつ能率的な運営を図ることとされたことを踏まえ、各府省に対し、改めて綱紀の厳正な保持と倫理の向上について徹底を図っているところです。なお、国家公務員の倫理の向上を図るため、第三者機関たる人事院に国家公務員倫理審査会が設置されているところです。
1④	【政策1】「〇 超過勤務対策の適切な実施」については、以前霞ヶ関が不夜城になるのは国会議員による要求に応じためと聞いたことがある。真偽のほどは定かではないが、適正な労働環境を行政自ら見本となるつもりであるのなら、この事に対する公表できる資料を持って、国会議員との関係性を直し適正化すべきではないのか。	超過勤務対策の適切な実施については、政府として、「国家公務員の労働時間短縮対策について」(平成4年12月9日 人事管理運営協議会決定)に基づき、国会業務の改善について、当該作業に伴い超過勤務に従事する職員の数を必要最小限に絞るなど、行政府内部の事務処理体制の合理化を進めているところです。	回答が適切ではないと考える。行政機関が努力を進めたとして、国会議員が自力で行う職務や調査をいわずらに行政職員へ負担を課している事が問題であるのではないかと。観点によって意見述べた。時間外に国会議員等による業務指示に対する概要や業務量を公開するなどによって問題を公表し、負担軽減への具体策を検討すべきではないのか？	国会関係業務については、行政府内部の事務処理体制の合理化を図るとともに、超過勤務の縮減に向けた措置が効果的に行われるため、国会の理解と協力が得られるよう引き続き努力しているところです。
1⑤	【政策2】「適正な行政管理の実施」について「国の行政組織等の減量・効率化」を掲げているが、相対的に見ると減量ありきの規制緩和によって、例えば耐震偽装事件のように必要な行政機能さえ失っている用に見える。他方、依然縦割りの弊害で真のワンストップサービスが行われていない。法務省の登記業務を中心に連携を行えば相当な業務量が削減できると思われませんが、比較的簡単であるはずの法人登記関係ですら実施されていない。定員の合理化を目標に掲げる前にすべき事を見失っていないか。定員削減は結果的産物であると思われるので、社会保険庁のようにならないためにも目標設定から頭を冷やして考えるべきではないのか。	政府は、「国の行政機関の定員の純減について」(平成18年6月30日閣議決定)に基づき、18年度から22年度までの5年間で5.7%以上(▲18,936人)の純減を確保する中で、治安など、政府として重要な施策に重点的に定員を配分することとし、行政需要の変化に対応したメリハリのある定員配置を実現することとしています。	実行しているとの回答を頂いたが、例えば法人の登記内容の変更によって各省庁が義務付ける手続きがどれだけあるでしょうか？これらをオンライン化したシステムを利用し、真にワンストップサービスが実現するだけでも単純に数パーセントの削減が実現できると考えられる。問題ばかり抱えた住基ネットの利活用よりも導入しやすく、即効性のある法人データの串刺しが実現されていない中では何を言っても信憑性に欠如する。	政府は、「電子政府推進計画」(平成18年8月31日CIO連絡会議決定、平成19年8月24日一部改定)等に基づき、ワンストップサービスの推進など、利用者視点に立ったオンライン利用を促進することにより、業務の効率化・合理化を推進しています。
1⑥	【政策2】「行政手続制度及び行政不服審査制度の適正かつ円滑な運用」について適正や円滑な運用以前に、事案の責任官庁とその窓口がわかりにくく、また国民が認知されぬまま「関係者」とされる企業等で合意の上実施され、結果リスクを国民が背負ってから気付かされるケースはまだまだ少なくない。達成率の数値を公表するのは良いが意味のある数値ではないと思われる。	行政の透明性の向上と信頼性の確保を図るため、行政手続法の適正かつ円滑な運用を図ることにより、行政上の意思決定の内容及び過程が国民にとって明らかなものとなり、また、行政不服審査法の適正かつ円滑な運用及びその見直しを進めることにより、より一層簡易迅速で公正な手続による国民の権利利益の救済が図られるよう取り組んでいるところです。	論点が噛みあっていない。透明性の問題を指し示しているのではなく、問題が発生した場合の公的な窓口さえ見えていなかったり、事前説明と相互理解が十分でないにもかかわらず国益を口実に省益や官僚、政党の評価に帰するために強引に進められる事に対する権利の保障が十分でない。例えばこのようなパブリックコメントであって何年も放置されたままのもの、回答が適切でないもの、筋書き通りの業務遂行のために反対意見を封殺、無視が行われている形跡がいくつか見受けられる。法案自体に意見を述べる機会を設けられていない国民がせめても意見提出の場として、このシステムを利用している中でもこのような状態では問題であると言わざるを得ない。	行政手続法は、「行政運営における公正の確保と透明性(行政上の意思決定について、その内容及び過程が国民にとって明らかであることをいう。)の向上を図り、もって国民の権利利益の保護に資すること」を、行政不服審査法は、「国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保すること」をそれぞれ目的としており、これらの適正かつ円滑な運用を図ることは、「事前説明と相互理解」や「権利の保障」等にも資するものであると考えます。
1⑦	【政策3】「行政評価等による行政制度・運営の改善」について政策評価の手法は既に着手されているものと記憶するが、先の参議院選挙で与党が惨敗したところを見ると政策評価の手法に大きな誤りがあった結果ではないのか。手法の見直しに対する具体化を盛り込むべきではないのか。	政策評価制度については、平成13年の法の施行後、これまでの実施状況を踏まえ、平成17年12月に政策評価制度の発展に向けた見直しを行ったところです。今後は、新たに導入された経済財政諮問会議との政策評価に関する連携を強化し、重要対象分野に係る評価の実施の推進を図ることにより、政策評価の機能の発揮に向けて取り組むこととしています。	そもそも経済諮問会議の政策評価自体が特定の主義者に対する利益誘導に偏重して問題があるのではないのか？	政策評価の重要対象分野の選定に際しては、総務省に置かれている政策評価・独立行政法人評価委員会が、政府全体を見渡した第三者的立場から調査審議した結果を踏まえることとされております。

NO	意見	考え方	再意見	再意見に対する考え方
1⑧	【政策4】「分権型社会にふさわしい地方行政体制整備等」について地方自治体は急激な変化に対応しきれず、東京都でさえ周辺に与える影響を考慮しない自治を推進して周囲の自治体は弊害を受けている。この様な未成熟な状態で、安易な分権型社会を強引に進めることは国家衰退の危機を自ら招いている。見直すべきではないか。	地方公共団体は、地域住民のニーズに速やかに対応し、各地域が個性を生かした多様で活力あふれる地域づくりを進めることができるよう、分権型行政システムへの転換が求められております。このため、政府では、地方分権改革推進法(平成18年法律第111号)等に基づき、「地方が主役の国づくり」を目指して地方分権改革に取り組むとともに、地方の行政体制を整備するため、市町村合併の推進、地方行革の推進、基礎自治体のあり方の検討、分権型社会にふさわしい地方公務員制度の確立などに取り組んでいるところです。	「地方が主役」が問題であって、「国民が主役」であり、その中で地方の役割を考え、自立する点と保護する点を模索する事が重要であって、画一的な地方の自立は国益にならないと考えるが如何？	地方の活力なくして国の活力はありません。「地方の元気が日本の力」の理念の下、地方のやる気、知恵と工夫を引き出し、地域に住む人たちのニーズや地域の魅力をいちはんとらえることができる地方が、自ら主役となって考え、実行できる体制をつくることが不可欠です。地方の自由と責任を高め、地域の力を引き出すためには、地方に対する国の法令による義務付け・枠付けの大幅な見直しや条例制定権の拡大、個別行政分野における国と地方の役割分担の見直し、地方への権限移譲等を行っていく必要があります。
1⑨	【政策5】「地域振興」について「地方公共団体が実施する地域振興施策の推進(中心市街地活性化、PFI事業の支援)」とあるがPFI事業の問題点が指摘され(既に評価についてパブリックコメントが実施されたと記憶している)始めている中、安易にこれを盛り込むことは適切でないのではないか。	PFIの推進は、民間事業者の新たな事業機会の創出を通じた経済の活性化のみならず、地方公共団体の財政運営の改革にも寄与するものと認識しています。総務省としては、地方公共団体に対し、PFI事業の積極的な活用を促してまいりました。PFI事業の実施件数の増加や事業の分野の拡大に伴い、さまざまな課題が生じておりますが、こうした課題に配慮しつつ、関係省庁と連携して、地方公共団体のPFI事業の円滑な実施を支援してまいります。	国家として様々な課題を認知しているながら、解決を見ずして地方公共団体に導入を求める意図が全く持って理解に苦しむ。	PFI事業の理解の一助とするため、PFI事業実施プロセスやモニタリング等の各種ガイドラインを周知し、また、問題となった事例とその対応策を研修会にて説明するなど、地方公共団体におけるPFI事業の円滑な実施の支援に取り組んでおります。
1⑩	【政策5】「辺地に係る公共的施設の総合整備の促進」として文化水準の格差を指摘しているが、格差の中には地域の文化、特性を維持するために必要な格差もあり、また、水準維持や引き上げに必ずしも公共施設が必要でない場合も少なくない。さらに施設整備には維持も考慮に入れなければならない、この様な目標を持っている第二の夕張を生むだけと思われるので再検討すべきではないか。	辺地においては、市町村道等の整備が全国平均と差があるほか、特に合併処理浄化槽等の下水処理施設はまだまだ遅れており、地域の実情を踏まえた市町村の自主的・主体的な施設整備の取り組みについて支援が必要と考えております。	例えば道路整備の格差を補うために生まれた文化や技術・伝統が辺地には存在し、近代化によって利便性の欠如だけが表面化し、結果として地方の自立を妨げ、もしくは弊害を生んでいる事例もあるのではないかと支援策にこのような自戒を含めるべきと考える。	辺地において、地域の実情を踏まえた市町村の自主的・主体的な施設整備の取り組みについて支援しているところです。
1⑪	【政策8】「電子政府・電子自治体の推進」について電子申請について現在まで相当な予算を持って実施されてきているが、メニューは増えたもののどれも使いにくく推進の意味を理解されているのか疑問である。また、社会保険庁が大きな事件として取り上げられているが、他の省庁について「電子化を開始」とは聞かれど「データベースの整合性について」の公表がなされた記憶がない。やってもらう必要性は感じるが、目標到達至上主義で現実と乖離している事例が隠蔽されているのではないかと。特に問題があった住基システムによる個人の手続も改善すべきではあるが、法人の対策を先行するべきではないか。	政府は、国の行政機関への年間申請件数の多い(10万件以上)手続165手続を対象にオンライン利用促進のための行動計画(平成19年3月策定、CIO連絡会議報告)を策定し、添付書類の省略・廃止や本人確認方法の簡素化、手数料の引下げ等のインセンティブ措置の導入や利用者に進んで使っていただけるよう、使い勝手の向上や画面の使いやすさの改善等を図っております。また、電子自治体に関しては、「新電子自治体推進指針」(平成19年3月、総務省)を策定し、平成22年度までに利便性・効率性を実感できる電子自治体を実現するための総合的な取り組みを促進しているところです。	回答に反論をして申し訳ないが「改善を図っている」効果が現れていない。方向性やシステム設計に根本的な問題があったり、無理に電子化を可能にする制度整備を行うために法令上の現実との乖離が発生したりしているのではないかとこれらに対する目標設定が足りないと考える。	政府は、「IT新改革戦略」(平成18年1月IT戦略本部策定)において「利便性・サービス向上が実現できる電子行政を実現し、国・地方公共団体に対する申請・届出等手続におけるオンライン利用率を2010年度までに50%以上とする」との目標を掲げ、その実現方策をまとめた「オンライン利用促進のための行動計画」に基づき、添付書類の省略・廃止や本人確認方法の簡素化、手数料の引下げ等のインセンティブ措置の導入等目標達成のために取り組んでおり、行動計画におけるオンライン利用率は平成17年度12.4%、平成18年度17.1%と上昇しております。
1⑫	【政策11】「情報通信技術高度利用の推進」について情報通信ニュービジネスの振興としてベンチャーの支援が掲げられているが、真に生産性を高めるベンチャー等ではなく、およそ怪しい法人が乱立し、机上経済によって社会の秩序を乱し始めているように見受けられる。テーマと具体化、目標設定にそれぞれ無理があるのではないか。ベンチャーの支援もニュービジネスの振興もあるべきではあると考えるが、円滑な社会活動における一時避難のためのグレーゾーンを逆手に取るだけであるようなニュービジネスを横行させる支援策をそろそろ見直すべきではないか。	経済成長寄与度が高い我が国ICT産業の発展のためには、ICTベンチャーによる先進的・独創的な技術やビジネスモデルにより新規事業を創出することが重要です。ICTベンチャーに対する助成にあたっては、外部有識者で構成する評価委員会による審査を経て採択を行っており、以後も企業化報告の提出を求め、事後の効果測定に際しても把握に努めるなど、ベンチャーの事業化、適切な事業展開についてフォローアップを実施しています。	新規事業の創出が重要でありICTが有効である事には同意するものの、反面、円滑な経済活動などを目的として法令規制に設けてあるグレーゾーン、グリーンベルトを自己利益を目的に濫用する事によって本来の法益や法益の保護にあった産業を悪戯に打撃を与えるような事例が少なくない。この事を評価し政策に盛り込む姿勢が十分でないかと考える。	ベンチャー企業の事業化率を評価するにあたっては、助成後にベンチャー企業に対して提出を求めている企業化報告において、事業の実施状況についてフォローアップを行っています。

NO	意見	考え方	再意見	再意見に対する考え方
1⑬	【政策11】「情報バリアフリー環境の整備」について この様な表現では情報伝達機能に障害を持った人々への対策を示されているのとは思われるが、誤った情報を選別できない人々や伝えられるべき情報、欲する情報に到達できない人と言う意味を加えるとほとんどの国民が情報バリアフリーの恩恵を受けていないのではないのか。	総務省では、年齢や身体的な条件によるICT利用機会の格差(デジタル・ディバイド)を是正し、高齢者や障害者を含めた誰もがICTの恩恵を享受できるような社会を実現するという観点から、情報バリアフリー環境の整備を推進しているところです。	即時性の向上や情報に対する正確性の保証が確立されていないことから、本来即時性を必要としない情報が受けて側の事情を考慮せず飛び込んできたり、不正確な情報により損害を被る事が増加しており、これらに対する政策が不十分であると考えられる。	頂いた御意見については、今後の政策の参考とさせていただきます。
1⑭	【政策12】「ユビキタスネットワークの整備」についてNTTに抑制をかけ、新規参入企業に保護政策を継続した結果、初期段階としては相当の功績を挙げたものの非NTT系列の努力が未熟なのか、最近では足枷に感じる事例が増えてきている。NTTを擁護するわけではなく安易にNTTを敵対視するのではなく社会インフラとして成熟されるよう非NTT系の企業の育成をお願いしたい。 また、国土交通省による整備と解放ももともと全面に押し出す必要を感じる。 さらに言えば、地方では利害関係の衝突で地域住民が結果的に損をしている事例も伝え聞くので、対策を考慮すべきではないのか。	ブロードバンド整備について、現在、総務省は関係省庁との連携を進めているところです。 また、情報通信基盤の民間整備が困難な地域については、地域情報通信基盤整備促進交付金、地域イントラネット基盤施設整備事業等により自治体等への財政支援を行っているところです。	総務省の推進政策が、多様化する選択肢の中で逆作用を起しているとも聞こえている。また、さらなる対策をお願いしたい。	頂いた御意見については、今後の政策の参考とさせていただきます。
1⑮	【政策16】 郵政行政の推進		郵便局のサービスは明らかに低下し、利益追従一辺倒が顕著である。対策を講じられたい。	総務省としては、関係法令などに従い、郵便局におけるサービス水準が維持されるよう、取り組んでいるところです。 今後も、利用者の利便に支障が生じないよう、郵政民営化の確実かつ円滑な実施を推進していく考えです。
1⑯	【政策17】 一般戦災死没者追悼等の事業の推進		政府は国際支援を口実に多くの国民が戦争により被害を受けた事実を忘却した行為を繰り返している。真の追悼として疑問を感じるので、政府の国粋主義に加担しないよう注意されたい。	総務省では、先の大戦に係る戦後処理問題のうち、旧日本赤十字社救護看護婦等に対する慰労の事務及び一般戦災死没者の慰霊に関する事務等を推進しているところです。
1⑰	【政策19】 公的統計の体系的な整備・提供		民間委託により問題が生じぬ事の無きよう、予想される問題点が解決に至るよう対策を講じられたい。	統計調査の民間開放については、閣議決定等に基づき、統計の正確性・信頼性の確保、調査対象の秘密保護に留意しつつ、実施することとしています。 総務省(統計局)所管の統計調査の民間開放の実施については、 ①調査の「質の確保」を図ることができること、 ②「業務効率化」に資すること、 ③業務遂行能力のある民間事業者への「受託可能性」があること、 という3つの視点から検討を行うこととしております。
1⑱	【政策20】 消防防災体制の充実強化		テロ対策を掲げているが、国家全体を見れば「敵を作らない外交の努力」や「テロを誘発するカルトへの対策」が欠如した中では現状の体制は不足しているのではないのか？	消防防災については、大規模災害やテロ災害の発生も懸念される中、国民の安心・安全を確保するため、総合的な消防防災対策を積極的に展開してまいります。